

第6回 八戸市公契約制度研究会議 会議録

日 時：令和元年10月9日（水）13時25分～14時35分

会 場：八戸市庁本館3階 議会第三委員会室

出席委員：6名

奈良座長、石橋委員、佐々木委員、下館委員、鈴木委員、吉田委員

事務局：

岩田財政部長、保坂財政部次長兼財政課長、長内契約検査課長、谷崎工事契約GL

三浦主査

次 第：

1. 開 会
2. 座長挨拶
3. 案 件
 - (1) 制度方針（案）について
 - (2) (仮称)八戸市公契約条例（案）について
4. その他
5. 閉 会

1 開会

事務局：本日は、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

只今から、第6回八戸市公契約制度研究会議を開催いたします。本日は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 座長挨拶

事務局：続きまして、奈良座長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。奈良座長よりよろしくお願いいたします。

座長：委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

本日が予定されている最後の研究会議となります。これまでの5回の研究会議を経て、公契約に関わる労働者の適正な労働環境を保護するため、公共工事を対象とする状況確認型の条例の整備を進めることで合意を得たと認識しております。

特に、8月26日に開催した前回の研究会議においては、制度方針案、及び条例案について、委員の皆様からご意見を提示していただき、条例の文言を含め詰めるべき論点を一層明確にすることができたことにつきまして、深く感謝申し上げます。

本日の会議では、制度方針案、及び研究会議として提示する条例案について最終的な議論

を行い、かつ、委員の皆様のご合意を得た後、条例の制定に向けたスケジュールについて確認を行うこととしておりますので、委員の皆様におかれましては、これまでと同様、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

事務局：奈良座長ありがとうございました。それでは資料の確認をしていただいた後、案件に入りたいと存じます。

(配付資料の確認)

事務局：それでは、案件に移りたいと存じます。奈良座長、進行をお願いいたします。

3 案件(1) 制度方針(案)について

座長：それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。

では、まず、資料1の制度方針(案)について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長：ありがとうございます。只今事務局から前回の研究会議において出された意見等を踏まえた制度方針案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

委員：前回の会議の際に、工期設定等について市側も十分に配慮した上で設計すべきである等の意見を申し上げたと思うのですが、その点はどのような形で盛り込まれるのでしょうか。

事務局：前回申し上げるべきであったと思うのですが、条例の中で、適正な履行期間の設定を明記することとしております。具体的には、資料9頁の「第4条 市の責務」の中において、「契約の規模、履行の難易、労働者の労働環境の確保等を踏まえ適正な履行期間を設定すること」と明記する予定としておりますので、市は、条例施行後、履行期間等について十分に配慮した設計・発注事務を行うことになると思います。

委員：働き方改革や技術者・職人等の不足により、余裕を持った工期設定が必要であることは明白だと思うのですが、例えば、過去の案件を参考に設計したことにより、工期もその当時と同じ期間としている場合があるのではないかと思いますので、今回の公契約に関わらず、様々な状況を十分に考慮した設計・発注事務を行っていただきたいと思います。

委員：〇〇委員のご発言のとおりで、実際に設計を行っている部署に対して、契約検査課から説明をする必要があるのではないかと思います。金額が大きい案件であれば繰り越しも手法の

一つだと思いますので、ご検討いただければと思います。

事務局 : 類似工事が過去にあった場合、前回の案件を参考にするということはあるかと思いますが、国でも様々な取組を進めておりますので、今後は、週休二日等がより反映されたものとなるのではないかと思います。

座長 : その他ご意見・ご質問等ございますでしょうか。それでは資料1の制度方針案については、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員了承)

3 案件(2)(仮称)八戸市公契約条例(案)について

座長 : それでは資料1については事務局案のとおりとさせていただきます。続いて資料2の(仮称)八戸公契約条例(案)について事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : ありがとうございます。只今事務局から前回の意見を踏まえた条例案に関する説明がありましたが、委員の皆様からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

委員 : 資料13頁にある本研究会議の検討結果の元請・下請関係の適正化の部分ですが、この表現は昨年度から使用していましたか。

事務局 : 元請・下請の適正化という表現は使用しております。第2回の会議の中で、第1回の会議での論点について説明させていただいたのですが、その部分においてこの表現を使用しております。

委員 : この元請・下請関係の適正化というのは、指定管理者制度のことを指しているのでしょうか。

事務局 : この部分は多重下請構造となっている建設工事を制度の対象とするという意味で記載しております。

委員 : 他の自治体においても、建設工事に対象を限定し、業務委託、指定管理者制度はその対象外となっているのですか。

事務局 : 条例の施行と同時に、業務委託、指定管理者制度も対象としている自治体もありますし、

まずは工事から制度を実施し、課題等を分析した上で対象範囲を拡大しているという自治体もあります。

委員 : この内容からすると、予定価格1億5千万円以上という具体的な金額も出てきていることから、当面は、建設工事を対象とした公契約制度であると考えの人がいるのではないかと思います。

事務局 : まずは建設工事を対象として制度を実施するということになります。

委員 : 業務委託や指定管理者制度であっても、予定価格1億5千万円以上の案件はあると思います。

事務局 : 業務委託については、再委託があまり行われていないことから、まずは多重下請構造となっている建設工事を対象とするという考えです。

委員 : 予定価格1億5千万円以上というのは議会の承認が必要な案件ですか。

事務局 : ご発言のとおりです。

委員 : その部分に関する説明は過去にありましたか。

事務局 : 第4回の研究会議でその部分に関する考え方をまとめた資料を提示しております。

委員 : 資料13頁の中に、本来は、建設工事に限らず、業務委託、指定管理者制度等もある中で、何故、予定価格1億5千万円以上の建設工事を制度の対象とするのかの説明があっても良いのではないかと思います。

事務局 : 条例が市全体の公契約に関する基本方針の部分と、労働環境の確認等の実効性担保の部分とで構成されておりますことから、何故、予定価格1億5千万円以上の建設工事を制度の対象とするかについての説明は必要になると思いますし、その部分は、前段の「1 条例制定の背景・経緯」で説明することになると思います。

委員 : 予定価格1億5千万円以上の建設工事を対象とするというのは、条例に明記するのですか。

事務局 : 条例ではなく規則に明記する予定としております。

委員 : 予定価格 1 億 5 千万円以上を対象とするその根拠は、議会の承認が必要となる金額であるということになりますか。

事務局 : それも一つです。加えて、予定価格が一定額以上である場合、労働環境の報告の対象である一次下請業者数も当然多くなり、元請・下請関係の適正化に繋がること等を想定した上で金額設定としております。ただ、今申し上げた部分はいくまでも事務局側の考え方であり、実際に規則等に明記することはありません。

委員 : 制度説明会を開催した場合、何故、その金額なのかという質問があると思います。また、公共工事設計労務単価や資材の価格も上がっていることから、特に建築工事の場合は、多くの案件が対象となるのではないかと思います。

委員 : 条例制定後についても必要な部分は見直すという話が以前からあったと思いますが、そのような方向で進めるのかどうか、また、今後、建設工事だけではなく、多岐にわたる業種についても制度を適用することとなるのか、この二点について確認させていただければと思います。

事務局 : 前回は申し上げましたが、予定価格 1 億 5 千万円以上という金額を 1 億円に引き下げる等の見直しを検討する可能性はあると思います。しかしながら、現状では、業務委託等の建設工事以外の部分について、将来的に制度の対象とするということは申し上げられません。

委員 : この制度は何もなければ今後続くということになりますよね。

事務局 : そうだとは思いますが、国で定める最低賃金額が今後も順調に上昇した場合等、社会全体の状況がより好転した際には、必要ではなくなる可能性はあるかも知れません。

座長 : その他、ご意見・ご質問がございますか。それでは皆様から意見がいくつか出たよに思われますが、本研究会議としての条例案、及び今後のスケジュール等については事務局案としてよろしいでしょうか。

(全委員了承)

4 その他

座長 : それでは事務局案のとおりとさせていただきます。それでは最後になりますが、全体を通してのご意見・ご質問などあればご発言いただきたいと思います。

ご意見等がないようですので以上で本日は終了となりますが、事務局から何かありますか。

事務局 :事務局から今後の事務手続についてご説明いたします。資料8頁にも記載しておりますが、今後、本研究会議での検討内容を基に、市内部での検討、及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度内容の詳細を詰めていくこととしております。

なお、委員の皆様へは、研修会への開催案内等を含め、検討状況について、適宜、ご報告させていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

座長 : 只今事務局から今後の事務手続に関する説明がありました。事務局は引き続き、対応の程よろしく願いいたします。

それでは本日が最後の研究会議となりますので、委員の皆様からこれまでの検討内容を振り返ってみて、一言ご感想を頂戴したいと思います。

まずは〇〇委員お願いいたします。

委員 : 1年以上にわたって本研究会議に参加させていただきました。公契約、及び条例案という内容に対し、労務の分野に精通しているというだけで委員が務まるのか非常に不安を感じておりました。実際に参加させていただくと、労務に関する分野がかなりの比重を占めておりましたので、社会保険労務士としては多少お役に立てたのではないかと考えております。

社会保険労務士は国の定める法令に従って日頃業務を行っております。労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等とは協力して業務を行ったことはありましたが、市町村等の地方自治体に関わる機会がこれまで無かったので、今回、このような形で参加でき大変感謝しております。

今回は建設業者が制度の対象となりましたが、今後、市その他公共施設の清掃業務や八戸市屋内スケート場の運営等あらゆる業種に対して、適正な契約がなされるような条例となることを希望しております。

日頃より八戸市民としては、行政に対して、八戸市に住んで良かったと思わせてくれる施策等を期待していると思うのですが、今回このような立場で参加させていただいて、私自身が八戸市に対して何ができるかを考えさせられた一面もございました。

事務局、及び座長並びに各委員の皆様にはご協力をいただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

座長 : 次に、〇〇委員お願いします。

委員 : 公契約という言葉は以前から聞いており、多少の知識はありましたが、今回、本研究

会議に参加させていただいて勉強することができました。大変ありがたく思っております。

我々の組合は組合員 62 万人の全国組織であります。全国大会では毎年この公契約に関する話題が出ております。また、青森県建設組合連合会では 35 の支部がありますが、その中で公契約制度の導入に向けて取り組んでいる自治体は八戸市のみであると思っております。今後、条例が施行された後、県連の会議でも話をしたいと思っております。

今回、皆さんとともに勉強させていただき本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

座長 : 次に、〇〇委員をお願いします。

委員 : 私は実際に建設業界で仕事をする立場として、かなり単刀直入に発言させていただきました。様々な意見を申し上げましたが、それを聞いていただき、かつ、私に対して指導していただいたと思っております。

今後は市の公契約制度の目的を理解し、受注者として謙虚に各方面とも連絡調整しながら責任を持って対応して参りますので、今後とも引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

座長 : 次に、〇〇委員をお願いします。

委員 : 約 1 年半という期間でしたが、大変お世話になりました。私は 4 年前に連合青森三八地域協議会の事務局長に就任した際に、初めて公契約条例についての説明を受けましたが、知識が全くなく慌てて勉強会等を開催いたしました。連合でも以前よりこの公契約制度に関する取組を行っているのですが、その一環で本年 5 月 20 日に私が連合本部で、本研究会議設立までの経緯と取組という内容で説明をさせていただきました。

小林市長の平成 29 年度の政策公約に市独自の公契約制度の導入と明記された後、八戸市では具体的な動きが始まったと認識しておりますが、自分も含め様々な業種で数多くの労働者が従事しておりますので、今後、全ての労働者の労働環境の向上に繋がれば大変喜ばしいことだと思います。

様々な意見を申し上げましたが、大変勉強になりました。本研究会議に参加する機会をいただきましたことに対し感謝申し上げます。ありがとうございました。

座長 : 次に、〇〇委員をお願いします。

委員 : 約 1 年半という期間でしたが、大変お世話になりました。この公契約制度の目的は、適正

な労働環境の確保となっておりますが、この趣旨は、建設業界だけでなく、全ての業界に必要であると思っております。その中で、企業側も生産性の向上等に努める必要があると改めて感じました。

本日の会議でも話がありましたが、それぞれの業界で人手不足、職人不足等の雇用に関する課題を抱えておりますので、条例を作るだけでなく、このような課題を解決する取組をそれぞれの立場から行うことにより、制度の円滑な運営が可能となると思いますし、その効果も出てくると思っておりますので、是非、その点についてお願いできればと思います。ありがとうございました。

座長 : 委員の皆様ありがとうございました。最後に座長の私からも一言申し上げます。昨年度から計6回にわたる研究会議を経て、委員の皆様が、建設的かつ的確なご意見を提示して下さったこと、及び意見交換時において出された課題等を踏まえた詳細な資料を提示して下さった事務局のおかげを持ちまして、制度の方針を固めるとともに、条例の原案の作成という大きな成果を得ることができました。心から感謝申し上げます。また、公契約の実務に疎く、委員の皆様のご意見を的確に整理し、かつ、会議の方向性を明確にする等の座長としての役割を必ずしも果たせたとはいえないと思っておりますが、全6回の会議を滞りなく終えることができたのは、委員の皆様のご協力があったからであり深く感謝申し上げます。

ここからは、僭越ながら本研究会議で議論した内容とは方向性が多少異なると思っておりますが、公契約条例の制定目的を念頭においた私個人の感想を述べさせていただきます。本研究会議でも何度か話題となっておりますが、今回の公契約の対象となる公共工事、いわゆるインフラ整備につきまして、1990年代後半以降に実施された行財政改革により、発注件数の減少と公共工事設計労務単価の低下を招き、その結果、技能労働者の建設業離れに繋がったと認識しております。この国のインフラ水準は、欧米諸国に比較して質・量ともに不足しているにも関わらず、その整備が停滞していることは国や地域における経済成長の妨げになるだけではなく、度重なる災害復旧、老朽化したインフラの更新にも悪影響を及ぼすのではないかと感じております。

公契約制度が目的とする公共工事の品質の確保と適正な労働環境の確保の方策として、今回私共が関わった公契約条例等の整備が重要であることは言うまでもありませんが、国の公共事業を担う建設業の重要性を行政も含め国や地域全体で共有し、景気の良し悪しに関わらず建設需要を適正かつ高い水準で維持することが別な側面からの制度の目的達成に資するのではないかと感じております。

重ねてお礼を申し上げるとともに、私からの最後の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

座長 : 他にご意見等なければこれで終了し、進行を司会にお返ししたいと思います。

5 閉会

司会 : 奈良座長、ありがとうございました。

それでは最後に、岩田財政部長より、事務局を代表いたしまして挨拶を申し上げます。
岩田部長よろしく願いいたします。

岩田部長 : それでは、私から事務局を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、昨年7月に本研究会議を設置してから本日まで、6回にわたり大変お忙しい中、熱心なご議論いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から、数多くの忌憚のない貴重なご意見を賜り、おかげさまをもちまして、公契約における適正な労働環境の確保に向けて、当市の実情に即した制度案を取りまとめることができたと考えております。皆様方のこれまでのご尽力に対しまして、改めて深く感謝申し上げます。

今後、本研究会議でのご意見を基に、制度内容等の詳細を検討するとともに、制度説明会の開催等も含め、事業者への周知期間を十分に確保した上で、令和3年度の制度実施を目指して参りたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びとなりますが、委員の皆様方の今後益々のご活躍をご祈念申し上げまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

司会 : 岩田部長ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、八戸市公契約制度研究会議を終了させていただきます。
委員の皆様、本当にありがとうございました。